

料理人や飲食店・宿泊業等で働く方の技術向上を支援します

I. 補助対象者

- 1 市内の店舗で飲食店、宿泊業、婚礼施設に従事する料理人及び食の提供に従事する方
 - 2 市内に店舗を有し、飲食店、宿泊業等を営む法人
- ※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める事業に従事するものは除く。

II. 補助対象事業

- 1 資格取得支援事業
自らの事業の高度化を目指す上で必要となる資格取得事業で市長が認める事業
- 2 コンクール等参加支援事業
料理等の技術向上を目指すために参加する国内外のコンクールへの参加事業及びその成果を市民に披露する事業
- 3 専門技術研修事業
 - (1) 国内外研修事業
国内外の先進的な取組を行っているレストランでの研修や催事、セミナー等に参加し、自らの技術を高める事業及びその成果を市民へ披露する事業
 - (2) 専門家招聘事業
先進的な取組を行っている料理人等の招聘を通じて自らの事業の高度化に資する事業及びその成果を市民に披露する事業

III. 補助内容

事業区分		補助対象者	補助対象経費	補助率		補助限度額	
1 資格取得支援事業		個人	資格取得受験料、同受講料、旅費	1/2 以内		50,000 円	
2 コンクール等参加支援事業		個人	旅費、宿泊料、広告宣伝費	1/2 以内		国内開催	50,000 円
						海外開催	150,000 円
3 専門技術研修事業	①国内外研修事業 (法人2名まで)	個人・法人	受講料等負担金、旅費、宿泊料、広告宣伝費	1/2 以内		国内開催	50,000 円 (1名につき)
						海外開催	150,000 円 (1名につき)
	②専門家招聘事業		一般型	1/2 以内	150,000 円		
			地域波及型	2/3 以内	300,000 円		

(注意)

- ①補助対象経費の旅費は、鉄道及び航空機を使用したものに限りません。
- ②補助対象経費の広告宣伝費については、その成果を市民に披露する事業を行う場合に限りません。
- ③地域波及型とは招聘した人材の研修を他の事業者の料理人等が複数で共に学ぶものであり、一般型とはそれ以外の事業を指します。
- ④補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ⑤他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象とはなりません。
- ⑥同一補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度につき1回を限りとします。
- ⑦補助金は事業完了後の清算払いとします。

IV. 『成果を市民に披露する事業』とは

『成果を市民に披露する事業』とは、この補助金で支援を受けた方が、その成果として自らの飲食店や宿泊施設等でお客様に学んだ料理を提供する活動を指します。

この活動を行う場合は、それを広く周知する「広告宣伝費」が補助の対象となります。具体的には次のような活動を想定しています。

【例】専門家の招聘や海外の研修で学んだ料理を「●●料理フェア」という形で期間限定でお客様に提供する活動

V. その他注意事項

1 全般的事項

- ①補助申請時点でいずれの店舗にも所属していない料理人等は、補助の対象にはなりません。
- ②事業が複数年度にわたるものは対象となりません。

2 資格取得支援事業

(1) 「自らの技術の高度化」に該当しない事業

- ①食品衛生管理者や防火管理者の資格は、飲食店経営を行うために当然必要となる資格であり、自らの事業の高度化を目指す事業には当たらず、事業対象となりません。
- ②資格取得のため受験等を行い合格した場合、資格登録に必要となる登録料、又は既に資格を持っている資格の更新経費（更新受験、更新受講料及び更新登録料）は対象となりません。対象となるものは、新規の資格取得に係る受験料、受講料となります。

(2) 資格取得に臨んだが不合格となった場合

- ①要綱第7項（2）の実績報告に必要な書類として「資格取得支援事業にあっては取得した資格の認定書」としていることから、不合格となり認定書等を提出できない場合は、補助の対象となりません。そのため、補助申請の取下げをしていただく必要があります。

(3) その他

- ①料理を提供している仕事に従事しているが、関連性のない資格を取得するものは対象となりません。

3 コンクール等参加支援事業

- ①補助金に申請をしてコンクールに参加したが、一次審査（書類審査）で落選した場合は、補助の対象となる経費を要していないため、補助を取り下げてください。

4 専門技術研修事業

(1) 国内外研修事業

- ①企業が行う視察研修は対象となりません。

(2) 専門家招聘事業

- ①芸術性などを学ぶために料理人等が専門家を招聘する事業など、自己の事業に直接的に関係しない、また技術の向上につながると認められない事業は対象となりません。
- ②この補助事業は食を提供する人材の技術の向上を図ることを目的としていることから、ホテル旅館等のスタッフが接遇を学ぶ研修やそうした専門家の招聘を行う事業は対象となりません。

【お問い合わせ先】

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市企画部食文化創造都市推進課
TEL 0235-25-2111（内線540）
FAX 0235-25-2990
E-mail syokubunka@city.tsuruoka.yamagata.jp

